

顧問契約のご案内

当事務所では、お客様の企業・個人事業主・ビジネスをされている方々には、顧問契約をお勧めしています。

【メリット】

- 1 法律相談が可能です
お電話等での法律相談が可能です。面談も実施できます（通常
の法律相談は、ご予約のご連絡を頂いた上で、面談にて実施しま
す）。
顧問先様とは日常的にお付き合いをさせて頂き、営む事業を把
握理解しています。法的助言も、スポットの依頼に比して、顧問
先様に即した適切なものになります。
顧問先様の法律相談は優先して対応させて頂きます。
- 2 経済的メリットもあります
社内に法務部や法務担当の従業員を配置するより、経済的にコ
ストを削減できます。顧問料は、税務上の必要経費となります。
- 3 他の専門家のご紹介
可能な限り税理士、社会保険労務士、司法書士の各先生をご紹
介できます。

【サービス詳細】

顧問料金	月額 60,000 円（消費税別）から
顧問内容	無料法律相談
対応時間	月 2～3 時間を目途とさせて頂きます（ご相談可）。 通常に対応可能時間を超過するときは、超過分はタ イムチャージ費用を申し受けます。

大久保奉文法律事務所

東京都杉並区上荻 1-18-3 第 2 亀屋ビル

第一東京弁護士会 弁護士 大久保奉文

電話 03-3220-0245 FAX03-3220-0246